

館山市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和3年3月5日(金) 15時00分～16時00分

2. 開催場所 館山市役所本館2階会議室

3. 出席委員 (9人)

会長	5番	脇田安保
会長職務代理者	1番	原 晴美
	2番	山田 滋
	3番	杉田恒雄
	4番	川名初江
	6番	石井康博
	7番	安西純夫
	8番	寺田哲雄
	9番	三上英男

4. 議事録署名委員の指名

5. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第3条の規定による許可の取消しについて
議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第5号 農用地利用集積計画の決定について
議案第6号 令和3年度農作業標準賃金並びに機械による標準作業料金の設定について
議案第7号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について

報告事項 第1号 農用地利用配分計画の認可について
第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	網城 修
主幹・農地係長	石井 良市
主任主事	杉田 岳彦
主任主事	池畑 聡哉

7. 会議概要

議長

ただ今から、令和3年第3回館山市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は9名です。よって総会は成立することを宣言いたします。

なお、会議規則第14条の規定により、委員会の会議を公開いたします。

次に館山市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員について、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり。)

それでは、1番原委員、2番山田委員をお願いします。

なお、第5条申請に基づき、担当地区における現地調査を実施した農地利用最適化推進委員に、現地調査に基づく意見を述べてもらいます。

これから議事に入りますが、質問等ある委員は挙手して議席番号を言ってから簡潔明瞭をお願いします。

なお、携帯電話はマナーモードをお願いします。

はじめに、議事日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の1ページ、整理番号1から4について審議します。

それでは、事務局より説明をお願いします。

主任主事

整理番号1 所在地は早物ザンゴ35番8、登記地目、田、現況地目、畑で232㎡の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は八千代市にお住まいの60歳の方、譲受人は市内早物にお住まいの81歳の方です。

事由としては、譲渡人は遠隔地に居住しており、耕作できないため、譲り渡します。

譲受人は自宅に近く利便性のよいこの農地を取得して果樹やソテツを栽培し農業経営の拡大を図ります。

この案件は、あっせんにより成立したものです。

整理番号2 所在地は菌平池962番外1筆、登記地目、現況地目共に田が1480㎡、登記地目が田、現況地目、畑が851㎡、合計面積2331㎡の贈与による所有権移転の案件です。

譲渡人は市内菌にお住まいの99歳の方、譲受人は市内菌にお住まいの60歳の方です。

事由としては、譲渡人は高齢により耕作できないため、譲り渡します。

譲受人はこの農地を取得して水稻を栽培し農業経営の拡大を図ります。

整理番号3 所在地は 藪 五反田 301 番 1、登記地目、現況地目共に田で 993 m²の贈与による所有権移転の案件です。

譲渡人は市内藪にお住まいの 99 歳の方、譲受人は南房総市にお住まいの 73 歳の方です。

事由としては、譲渡人は高齢により耕作できないため、譲り渡します。

譲受人はこの農地を取得して食用菜花を栽培し農業経営の拡大を図ります。

整理番号4 所在地は 古茂口 滝ノ谷 950 番、登記地目、現況地目共に畑で 1034 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は東京都にお住まいの 62 歳の方、譲受人は鎌倉市にお住まいの 53 歳の方です。

事由としては、譲渡人はこの農地を相続したが営農していないため譲り渡します。

譲受人はこの農地と付随する住宅を取得し、館山市へ移住し、野菜を栽培し農のある生活を実践します。

申請書等に記載の内容が当該基準に適合するかどうか検討した結果を説明します。

全ての案件において、まず、第2項第1号関係では、申請書により、機械、労働力、技術面において、取得後、耕作することが見込めますので、該当しません。

次に、第2項第4号関係では、申請書から従事日数は150日を超えており、該当しません。

第2項第5号関係では、下限面積の10a要件については、クリアしており、該当しません

また、第2項第7号関係では、申請地域は面的にまとまったかたちで利用されている地域で、その利用にあたり、支障となるようなことは認められず、該当しません。

議 長

説明が終わりました。

質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですのでお諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

許可とする者全員と認め、「許可」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第2 議案第2号「農地法第3条の規定による許可の取消しについて」を議題とします。

資料の2ページから3ページ、整理番号1と2について審議します。

それでは、事務局より説明をお願いします。

主任主事

整理番号1 及び整理番号2は同一の申請者ですので、一括して説明します。

所在地 那古 辻ノ前 1723 番外 12 筆につきまして、令和2年1月及び令和2年9月の総会で売買による所有権移転の許可相当の決定をいただき許可書を交付しましたが、譲受人の病気による耕作不能のため売買契約を取り止めたための許可取消願です。

なお、所有権の移転は行われていません。

議長

説明が終わりました。

質問、意見等ございますか。

質問等無いようですのでお諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可の取消し」を決定してよろしいか承認を求めます。賛成の農業委員は挙手を願います。

(挙手全員)

許可とする者全員と認め、「許可の取消し」を決定いたします。

つづきまして、議事日程第3 議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」を議題とします。

資料の4ページ、整理番号1について審議します。

それでは、事務局より説明をお願いします。

主任主事

整理番号1 こちらは、次ページの整理番号4に関係します。

当初事業計画者の譲渡人の方が、都合により実施できなかった太陽光発電設備を建設するという事業計画を継承し、譲受人の太陽光発電設備を建設することになりました。

議長

説明が終わりました。

整理番号1については、当初の太陽光発電設備を建設しようとした計画を、新たに別の法人が太陽光発電設備の建設することに変更するものです。

7番委員、ご意見等ございますか。

7 番委員

特に問題無いと思います。

議 長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進員

現地確認しましたが、別に問題無いと思います。

議 長

その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。

質問等無いようですので、お諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可相当」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

許可相当とする者全員と認め、「許可相当」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第 4 議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の 5 ページから 7 ページ、整理番号 1 から 11 について審議します。

それでは、事務局より説明をお願いします。

主任主事

整理番号 1 所在地は 大賀 中台 121 番 5、登記地目、現況地目共に畑で 130 m²の所有権移転の案件です。

申請人は横浜市の方です。

転用の事由及び施設は、居住するため隣接地の住宅を購入したが、駐車スペースがないため、駐車場 4 台分を整備します。

農地の区分について説明します。農地の区分について説明します。この農地は都市計画法の用途区域内にある農地ですので、第 3 種農地と判断されます。

農地法第 5 条第 2 項第 6 号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和 3 年 4 月 1 日から工事着手し、令和 3 年 4 月 30 日に完成予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号 2 所在地は 笠名 浜 1459 番、登記地目、現況地目共に畑で、面積は 495 m²の所有権移転の案件です。

申請人は江戸川区の方です。

転用の事由及び施設は、現在、家族 4 人で東京で借家住まいをしているが、都会での生活が嫌なので館山で生活したいと思っていたところ、申請地を紹介され気に入ったので、専用住宅、木造平屋 82.81 m²、車庫 43.06 m²を建設します。

農地の区分について説明します。農地の区分について説明します。この農地は都市計画法の用途区域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和3年4月20日から工事着手し、令和3年10月20日に完成予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号3 所在地は 下真倉 坂田川 566番9、登記地目、田、現況地目、畑で、面積は126㎡の所有権移転の案件です。隣接する雑種地166㎡と合わせて事業地となっております。

申請人は市内下真倉の方です。

転用の事由及び施設は、申請者は隣接地に住んでいるが、敷地が狭く駐車スペースがないので、自家用2台分及び近隣住民も不足している世帯があるため6台分の貸駐車場を整備します。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和3年4月15日から工事着手し、令和3年4月20日に完成予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号4 所在地は 上真倉 万貫石 818番外2筆、登記地目、現況地目共に田で合計面積は1423㎡の所有権移転の案件です。

申請人は川崎市の法人で、議案第3号の計画変更を伴う案件です。

転用の事由及び施設は、安定した事業収益と再生可能エネルギー事業を通して温暖化対策に貢献するため、太陽光発電設備6棟、パネル216枚を建設します。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和3年4月5日から工事着手し、令和3年5月12日に完成予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号5 所在地は 館山 堂下 1338番1、登記地目、現況地目共に畑で、面積は235㎡の所有権移転の案件です。

申請人は市内館山の方です。

転用の事由及び施設は、現在、家族4人が居住している住宅が老朽化してきたので、申請地に転居するため、専用住宅 木造2階建 74.53

m²を建築します。

農地の区分について説明します。農地の区分について説明します。この農地は都市計画法の用途区域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和3年4月15日から工事着手し、令和3年9月30日に完成予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号6 所在地は 正木 干潟 1156 番、登記地目、現況地目共に畑で 102 m²の所有権移転の案件です。

申請人は東京都中央区にお住いの方です。

転用の事由及び施設は、隣接地に貸切型宿泊施設4棟を建設中であるが、進入路が狭いので申請地を取得して拡張したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は一部は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地で、一部は都市計画法の用途区域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和3年4月10日から工事着手し、令和3年4月25日に完成予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号7 所在地は 北条 北川井 2176 番3、登記地目、田、現況地目、畑で、面積は 1472 m²の所有権移転の案件です。

申請人は南房総市の法人です。

転用の事由及び施設は、現在、借家等に暮らしている方々の自家保有ニーズに対応する用地を提供するため、宅地分譲用地8区画を整備します。

農地の区分について説明します。この農地は都市計画法の用途区域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可日から工事着手し、令和3年7月20日に完成予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号8から10は一体の事業なので、一括して説明します。

所在地は 亀ヶ原 川間 1023 番1外6筆、登記地目、現況地目共に田で、合計面積 2131 m²の所有権移転の案件です。

申請人は市内亀ヶ原の法人です。

転用の事由及び施設は、現在、借家等に暮らしている方々の自家保有ニーズや住み替えに対応する住宅を提供するため、建売住宅16棟

を建設します。

農地の区分について説明します。この農地は農用地域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和3年4月15日から工事着手し、令和5年3月31日に完成予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号11 所在地は 亀ヶ原 蔵敷 66 番外 1 筆、登記地目、田、現況地目、畑が 99 m²、登記地目、現況地目、共に田が 647 m²、合計面積 746 m²の所有権移転の案件です。

申請人は市内亀ヶ原の法人です。

転用の事由及び施設は、現在、借家等に暮らしている方々の自家保有ニーズや住み替えに対応する住宅を提供するため、建売住宅4棟を建設します。

農地の区分について説明します。この農地は集団的に存在している農地の区域にある農地で第1種農地と判断されます。

第1種農地は原則、転用することができない農地ですが、例外として集落に接続して設置される住宅は許可できることとなっており、それに該当します。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和3年4月15日から工事着手し、令和5年3月31日に完成予定になっていますので、該当しないと考えられます。

また、全ての案件について、農地法第5条第2項第3号による必要な資力及び信用の有無については、申請者の残高証明書若しくは融資見込証明書が添付されており、有りだと判断します。

農地法第5条第2項第4号の周辺農地への営農条件への支障については、現地確認した結果、該当なしと判断します。

議 長

説明が終わりました。

整理番号1については、駐車場を整備するための申請になります。7番委員、ご意見等ございますか。

7番委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議 長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議 長	整理番号 2 については、専用住宅及び車庫を建設するための申請になります。 7 番委員、ご意見等ございますか。
7 番委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
担当推進員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	整理番号 3 については、駐車場を整備するための申請になります。 7 番委員、ご意見等ございますか。
7 番委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
担当推進員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	整理番号 4 については、太陽光発電施設を建設するための申請になります。 7 番委員、ご意見等ございますか。
7 番委員	現地を視てきましたが、問題無いと思います。
議 長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
担当推進員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	整理番号 5 については、専用住宅を建設するための申請になります。 7 番委員、ご意見等ございますか。
7 番委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。 該当地区の推進委員、意見等ございますか。
担当推進員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	整理番号 6 については、進入路を建設するための申請になります。 3 番委員、ご意見等ございますか。

3 番委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
担当推進員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	整理番 7 については、宅地分譲用地を建設するための申請になります。 6 番委員、ご意見等ございますか。
6 番委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
担当推進員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	整理番 8 から 10 については、建売分譲住宅を建設するための申請になります。 3 番委員、ご意見等ございますか。
3 番委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
担当推進員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。 整理番 11 については、建売分譲住宅を建設するための申請になります。 3 番委員、ご意見等ございますか。
3 番委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
担当推進員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。 質問、意見等無いようですので、一括してお諮りいたします。 事務局説明のとおり、「許可相当」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。 (挙手全員)

許可相当とする者全員と認め、「許可相当」と決定いたします。

議 長

つづきまして、議事日程第5議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。資料の8ページから13ページ、整理番号1から35について、審議します。

そのうち、はじめに整理番号22について審議します。

この案件は、6番委員に関係する案件です。農業委員会法第31条の規定による、議事参与の制限に当たりますので、この案件の審議開始から終了まで6番委員には退席をお願いします。

6番委員退席により、暫時休憩とします。

(6番委員退席)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

事務局より、説明をお願いします。

主任主事

整理番号22 所在地は、高井 尾安 1672番 地目は田で、面積2,964㎡の案件です。権利内容は賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ1等米90kgです。貸付者は高井にお住まいの方、借受者も高井の方です。設定の始期は令和3年4月1日から、終期は令和8年3月31日までの5年間で、新規設定となります。

この案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件については、満たしていると考えます。

議 長

説明が終わりました。質問、意見等ございますか。

質問等無いようですので、一括してお諮りいたします。

事務局説明のとおり、計画どおり決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の方は、挙手を願います。

(挙手全員)

承認する者全員と認め、農用地利用集積計画を「承認」いたします。6番委員の入室により、暫時休憩とします。

(6番委員着席)

休憩前に引き続き会議を再開します。

残りの案件について審議します。

事務局より説明をお願いします。

主任主事

整理番号1 所在地は、広瀬 下中川 1439 番 1 外 1 筆 地目は田で、合計面積 4,504 m²の案件です。権利内容は賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 180kg です。貸付者は沼にお住まいの方、借受者は広瀬の方です。設定の始期は令和 3 年 4 月 1 日から、終期は令和 6 年 3 月 31 日までの 3 年間で、再設定となります。

整理番号2 所在地は、高井 上宮作 1544 番 外 3 筆 地目は田で、合計面積 7,685 m²の案件です。権利内容は賃貸借権の設定で、賃料は米 450kg です。貸付者は市原市にお住まいの方、借受者は長須賀の法人です。設定の始期は令和 3 年 4 月 1 日から、終期は令和 13 年 3 月 31 日までの 10 年間で、再設定となります。

整理番号3 所在地は、大井 大溝 1689 番 地目は田で、面積 1,895 m²の案件です。権利内容は賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 57kg です。貸付者は大井にお住まいの方、借受者は二子の方です。設定の始期は令和 3 年 4 月 1 日から、終期は令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間で、再設定となります。

整理番号4 所在地は、大井 大溝 1687 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 2,854 m²の案件です。権利内容は賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 86kg です。貸付者は大井にお住まいの方、借受者は二子の方です。設定の始期は令和 3 年 4 月 1 日から、終期は令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間で、再設定となります。

整理番号5 所在地は、西長田 仲田 1221 番 地目は田で、面積 1,994 m²の案件です。権利内容は賃貸借権の設定で、賃料は 1 等米 60kg です。貸付者は西長田にお住まいの方、借受者は大戸の法人です。設定の始期は令和 3 年 4 月 1 日から、終期は令和 13 年 3 月 31 日までの 10 年間で、新規設定となります。

整理番号6 所在地は、稲 奥野 1097 番 地目は田で、面積 1,979 m²の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は寶貝にお住まいの方、借受者は大戸の法人です。設定の始期は令和 3 年 4 月 1 日から、終期は令和 13 年 3 月 31 日までの 10 年間で、新規設定となります。

整理番号7 所在地は、藪 沢田 1007 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 3,928 m²の案件です。権利内容は賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 180kg です。貸付者は藪にお住まいの方、借受者も藪の方です。設定の始期は令和 3 年 4 月 1 日から、終期は令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間で、再設定となります。

整理番号8 所在地は、菌 沢田 1009 番 地目は田で、面積 2,078 m² の案件です。権利内容は賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 120kg です。貸付者は菌にお住まいの方、借受者も菌の方です。設定の始期は令和 3 年 4 月 1 日から、終期は令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間で、再設定となります。

整理番号9 所在地は、高井 上畑作 1787 番 地目は田で、面積 2,703 m² の案件です。権利内容は賃貸借権の設定で、賃料は 16,218 円です。貸付者は八幡にお住まいの方、借受者は大戸の法人です。設定の始期は令和 3 年 4 月 1 日から、終期は令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間で、新規設定となります。

整理番号10 所在地は、広瀬 下中川 1439 番 3 外 1 筆 地目は田で、合計面積 1,604 m² の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は広瀬にお住まいの方、借受者も広瀬の方です。設定の始期は令和 3 年 4 月 1 日から、終期は令和 6 年 3 月 31 日までの 3 年間で、再設定となります。

整理番号11 所在地は、広瀬 乙女 1408 番 1 外 1 筆 地目は田で、合計面積 3,003 m² の案件です。権利内容は賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 120kg です。貸付者は竹原にお住まいの方、借受者は広瀬の方です。設定の始期は令和 3 年 4 月 1 日から、終期は令和 6 年 3 月 31 日までの 3 年間で、再設定となります。

整理番号12 所在地は、国分 孝子塚 431 番 地目は田で、面積 2,946 m² の案件です。権利内容は賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 120kg です。貸付者は国分にお住まいの方、借受者は広瀬の方です。設定の始期は令和 3 年 4 月 1 日から、終期は令和 6 年 3 月 31 日までの 3 年間で、再設定となります。

整理番号13 所在地は、藤原 浜田 960 番 地目は畑で、面積 333 m² の案件です。権利内容は賃貸借権の設定で、賃料は 10,000 円です。貸付者は藤原にお住まいの方、借受者も藤原の方です。設定の始期は令和 3 年 4 月 1 日から、終期は令和 13 年 3 月 31 日までの 10 年間で、新規設定となります。

整理番号14 所在地は、坂井 田代砂 447 番 地目は畑で、面積 271 m² の案件です。権利内容は賃貸借権の設定で、賃料は 10,000 円です。貸付者は坂井にお住まいの方、借受者も坂井の方です。設定の始期は令和 3 年 4 月 1 日から、終期は令和 13 年 3 月 31 日までの 10 年間で、新規設定となります。

整理番号 15 所在地は、江田 上砂押 620 番 2 外 5 筆 地目は田と畑で、合計面積 12,014 m²の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は江田にお住まいの方、借受者も江田の方です。設定の始期は令和 3 年 4 月 1 日から、終期は令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間で、新規設定となります。

整理番号 16 所在地は、竹原 池籠 3242 番 地目は田で、面積 2,974 m²の案件です。権利内容は貸貸借権の設定で、賃料は 1 等米 180kg です。貸付者は安東にお住まいの方、借受者も安東の方です。設定の始期は令和 3 年 4 月 1 日から、終期は令和 6 年 3 月 31 日までの 3 年間で、再設定となります。

整理番号 17 所在地は、安東 高田 835 番 1 外 2 筆 地目は田で、合計面積 2,994 m²の案件です。権利内容は貸貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 90kg です。貸付者は安東にお住まいの方、借受者も安東の方です。設定の始期は令和 3 年 4 月 1 日から、終期は令和 13 年 3 月 31 日までの 10 年間で、新規設定となります。

整理番号 18 所在地は、神余 白子 995 番 地目は畑で、面積 595 m²の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は神余にお住まいの方、借受者は佐野の方です。設定の始期は令和 3 年 4 月 1 日から、終期は令和 6 年 3 月 31 日までの 3 年間で、新規設定となります。

整理番号 19 所在地は、神余 白子 1028 番 地目は畑で、面積 1,123 m²の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は神余にお住まいの方、借受者は佐野の方です。設定の始期は令和 3 年 4 月 1 日から、終期は令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間で、新規設定となります。

整理番号 20 所在地は、江田 猪田 611 番 地目は田で、面積 2,980 m²の案件です。権利内容は貸貸借権の設定で、賃料は 1 等米 60kg です。貸付者は江田にお住まいの方、借受者は江田にお住まいの方です。設定の始期は令和 3 年 4 月 1 日から、終期は令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間で、新規設定となります。

整理番号 21 所在地は、長須賀 作ノ田 456 番 1 外 5 筆 地目は畑と田で、合計面積 1,022 m²の案件です。権利内容は貸貸借権の設定で、賃料は 8,000 円です。貸付者は長須賀にお住まいの方、借受者は山本の方です。設定の始期は令和 3 年 4 月 1 日から、終期は令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間で、新規設定となります。

整理番号 23 所在地は、山本 引田 64 番 地目は田で、面積 2,867

m²の案件です。権利内容は賃貸借権の設定で、賃料は60,000円です。貸付者は山本にお住まいの方、借受者も山本の方です。設定の始期は令和3年4月1日から、終期は令和8年3月31日までの5年間で、新規設定となります。

整理番号24 所在地は、正木 新作929番 地目は田で、面積2,085 m²の案件です。権利内容は賃貸借権の設定で、賃料は10,425円です。貸付者は正木にお住まいの方、借受者は那古の方です。設定の始期は令和3年4月1日から、終期は令和4年3月31日までの1年間で、新規設定となります。

整理番号25 所在地は、正木 新作930番 地目は田で、面積900 m²の案件です。権利内容は賃貸借権の設定で、賃料は4,500円です。貸付者は八幡にお住まいの方、借受者は那古の方です。設定の始期は令和3年4月1日から、終期は令和4年3月31日までの1年間で、新規設定となります。

整理番号26 所在地は、大井 大溝1702番 地目は田で、面積1,002 m²の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は大井にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の始期は令和3年4月1日から、終期は令和13年3月31日までの10年間で、新規設定となります。

整理番号27 所在地は、大井 増山1824番1 地目は田で、面積1,398 m²の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は習志野市にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の始期は令和3年4月1日から、終期は令和13年3月31日までの10年間で、新規設定となります。

整理番号28 所在地は、広瀬 島合1697番1 外2筆 地目は田と畑で、合計面積3,732 m²の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は大井にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の始期は令和3年4月1日から、終期は令和13年3月31日までの10年間で、新規設定となります。

整理番号29 所在地は、二子 三島寄646番 地目は畑で、面積581 m²の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は群馬県にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の始期は令和3年4月1日から、終期は令和8年3月31日までの5年間で、新規設定となります。

整理番号30 所在地は、大戸 横枕293番 地目は田で、面積1,024 m²

の案件です。権利内容は賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 30kg です。貸付者は飯沼にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の始期は令和 3 年 4 月 1 日から、終期は令和 13 年 3 月 31 日までの 10 年間で、新規設定となります。

整理番号 31 所在地は、亀ヶ原 長生田 101 番 外 5 筆 地目は田で、合計面積 8,596 m²の案件です。権利内容は賃貸借権の設定で、賃料は 42,980 円です。貸付者は亀ヶ原にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の始期は令和 3 年 4 月 1 日から、終期は令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間で、新規設定となります。

整理番号 32 所在地は、正木 三貫目 1420 番 地目は田で、面積 1,366 m²の案件です。権利内容は賃貸借権の設定で、賃料は 6,830 円です。貸付者は正木にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の始期は令和 3 年 4 月 1 日から、終期は令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間で、新規設定となります。

整理番号 33 所在地は、大井 矢附 564 番 1 外 2 筆 地目は田で、合計面積 1,728.3 m²の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は大井にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の始期は令和 3 年 4 月 1 日から、終期は令和 13 年 3 月 31 日までの 10 年間で、新規設定となります。

整理番号 34 所在地は、大井 大溝 1699 番 1 外 1 筆 地目は畑で、合計面積 3,976.3 m²の案件です。権利内容は使用貸借権の設定です。貸付者は大井にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の始期は令和 3 年 4 月 1 日から、終期は令和 13 年 3 月 31 日までの 10 年間で、新規設定となります。

整理番号 35 所在地は、山本 引田 72 番 外 9 筆 地目は田と畑で、合計面積 9,502 m²の案件です。権利内容は賃貸借権の設定で、賃料は 70,000 円です。貸付者は山本にお住まいの方、借受者は公益社団法人 千葉県園芸協会です。設定の始期は令和 3 年 4 月 1 日から、終期は令和 13 年 3 月 31 日までの 10 年間で、新規設定となります。

以上 34 案件、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件については、満たしていると考えます。

議 長

説明が終わりました。質問、意見等ございますか。

質問等無いようですので、一括してお諮りいたします。

事務局説明のとおり、計画どおり決定してよろしいか、承認を求め

ます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

計画どおり決定とする者全員と認め、農用地利用集積計画を「承認」いたします。

つづきまして、議事日程第 6 議案第 6 号「令和 3 年度農作業標準賃金及び水田機械作業による標準料金の設定について」を議題とします。

資料の 14 ページについて、事務局より説明をお願いします。

主 幹

議案第 6 号 別添資料をご覧ください。

まず、令和 3 年度「農作業標準賃金」についてです。

今年度の農作業標準賃金は、水田作業が 7,800 円、畑作業が 7,400 円、果樹収穫作業が 7,800 円です。

新年度の農作業賃金の設定については、まず、千葉県最低賃金を考慮する必要があります。昨年 10 月に、最低時間額が 923 円から 925 円に改定されましたので、1 日 8 時間の最低賃金を、7,400 円以上とする必要があります。

次に、県農業会議の令和 3 年度 安房地区の設定は、水田作業が 7,800 円、畑作業と果樹収穫作業がそれぞれ 7,500 円と、いずれも今年度と同額で、据え置かれています。

近隣市の状況としては、南房総市の今年度の設定が、水田作業 7,800 円、畑作業 7,500 円、果樹収穫作業 7,900 円です。

令和 3 年度の農作業標準賃金については、館山市同様、3 月総会で決定することです。なお、鴨川市は、農作業標準賃金の設定をしていません。

以上のことを勘案し、館山市の令和 3 年度「農作業標準賃金」につきましては、まず、千葉県最低賃金を考慮し、畑作業を今年度と同額の 7,400 円に、水田作業、果樹収穫作業は、県農業会議の令和 3 年度安房地区の設定賃金に準じ、ともに今年度と同額の 7,800 円としたく、提案いたします。

次に、水田機械作業による税別の標準料金ですが、今年度は、耕起から代掻きまでトラクターで作業した場合、ほ場整備田で 17,000 円、従来の水田で 24,000 円です。

畦塗はメーター 90 円、田植えが 7,200 円、バインダーによる刈取が 8,100 円、ハーベスタによる脱穀が 8,100 円、コンバインによる刈

取脱穀が 17,000 円で、育苗が 850 円です。

別添資料の裏面をご覧ください。

館山市水田作受託組合の令和 3 年度作業料金は、すべての料金が据え置かれています。

次に、県農業会議が設定した県内一律の標準料金は、今年度に比較し値上がりした作業料金もありますが、機械本体の上昇及び燃料価格の値上がりによるものです。

近隣市の状況ですが、南房総市が、3 月総会で決定する予定と伺っております。

以上のことから、市内の状況、館山市水田作受託組合の令和 2 年度作業料金を勘案し、館山市の令和 3 年度の標準料金は、今年度と同様に据え置くことが妥当であると考え、事務局（案）として提案いたします。

ご審議をお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。質問、意見等ございますか。

質問等無いようですので、お諮りいたします。

事務局説明のとおり、決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

（挙手全員）

決定とする者全員と認め、令和 3 年度農作業標準賃金及び水田機械作業による標準料金の設定について「承認」いたします。

つづきまして、議事日程第 7 議案第 7 号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」を議題とします。

資料の 15 ページについて、事務局より説明をお願いします。

主 幹

議案第 7 号、別紙をご覧ください。

「農地等の利用の最適化の推進に関する指針（中間見直し）」について説明いたします。

法律改正により、農業委員会は、「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を定めるように努めなければならないこととなっています。

この指針の策定に当たっては、「遊休農地の解消目標」、「担い手への農地利用集積目標」、「新規参入の促進目標」の 3 つの目標を定め、

それぞれの「目標設定の考え方」、「具体的な推進方法」を定めています。

始めに、1 ページの上段、「第1 基本的な考え方」をご覧ください。この指針の終期は国のプランに合わせ、令和5年度末（令和6年3月末）とし、農業委員等の改選期である3年ごとに見直しを行います。また、毎年度の具体的な活動は、農業委員会で年度当初作成している「活動計画」とします。

次に、ページの下段、「第2の1(1) 遊休農地の解消目標」の表をご覧ください。元年度までの遊休農地の割合は3.31%ですが、今後約4年間で遊休農地の割合を1%に目標設定します。

次に、2 ページの上段、「目標設定の考え方」をご覧ください。

目標設定の考え方として、法律等により、「農地等の利用の効率化及び高度化が図られている基準は、区域内（市内）の農地の遊休農地率が100分の1以下である。」に準じております。

検証と見直しの内容としては、管内の農地面積を変更しました。また、遊休農地面積は多少減少していますが、引き続き発生防止・解消に取り組むものとして、令和6年3月末の目標は変更いたしません。

次に、ページの中段、「具体的な推進方法」をご覧ください。

具体的な推進方法ですが、毎年行います、「農地パトロール（利用状況調査）と利用意向調査（遊休農地のアンケート調査）の適正な実施」、「利用意向調査の結果を受けての中間管理機構への貸付手続き」、「原野・山林となり、農地として再生困難と見込まれる農地の非農地判断」を実施します。

次に、3 ページの上段、「第2の2(1) 担い手への農地利用集積目標」の表をご覧ください。元年度までの、認定農業者である担い手への農地利用集積率は約14.39%ですが、今後約4年間で集積率を約40%に目標設定します。

次に、3 ページの中段、「目標設定の考え方」をご覧ください。目標設定の考え方として、市の農水産課で策定しております、「農業経営基盤強化の促進に関する基本構想」の中で「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地利用集積の目標は農用地の約4割」に準じております。

検証と見直しの内容としては、管内の農地面積を変更しました。また、集積目標の達成には至りませんでした。増加傾向にあるため、

引き続き集積・集約化に努めるものとして、令和6年3月末の目標は変更いたしません。

次に、「具体的な推進方法」をご覧ください。

具体的な推進方法ですが、両委員による、「人・農地プランへの積極的な参画」、「農地の出し手と受け手の仲介役」、また、一般的に約2割あると言われている「ヤミ耕作の解消」をし、新規設定に努めます。

次に、4ページの上段、「新規参入の促進目標」の表をご覧ください。元年度までの新規参入者は6人ですが、今後約4年間で新規個人参入者数を4人、法人を2法人に目標設定します。

次に、その下段、「目標設定の考え方」をご覧ください。目標設定の考え方として、個人では、何とか毎年1~2人を、法人では、何とか1法人でも参入していただきたいと考えております。

検証と見直しの内容としては、個人は目標を上回っていますが、法人の参入がないことから、関係機関との連携を綿密にし、引き続き新規参入の促進に努めるものとして、令和6年3月末の目標は変更いたしません。

最後に、「具体的な推進方法」をご覧ください。具体的な推進方法ですが、各関係機関と連携した相談体制を行います。例えば、新規就農希望者から栽培相談があった場合は、安房農業事務所改良普及課の普及指導員と連携します。

また、両委員は、新規参入者の地域での受入に際して、保護者的な役割をお願いします。

この指針（案）について、ご審議くださいますようお願いいたします。策定後は、遅滞なく、この指針を市HPにて公表することといたします。

議 長

説明が終わりました
質問、意見等ございますか。

質問等無いようですので、お諮りいたします。
事務局説明のとおり、承認することにご異議ありませんか。

ご異議なしと認め、このとおり決定いたします。

つづきまして、報告事項第1号、「農用地利用配分計画の認可について」を報告します。

資料の 16 ページから 17 ページ、整理番号 1 から 10 について、事務局より説明をお願いします。

主任主事

利用配分計画の認可につきましては、農地中間管理事業として、公益社団法人 千葉県園芸協会が、所有者から借り受けた土地について、受け手と貸借権の設定を行ったものです。

整理番号 1 所在地は 二子 三島寄 641 番 地目は田で、面積 476 m²の内 219.2 m²を、千葉県園芸協会が東京都の方から借り受け、使用貸借権が設定され、借受者は広瀬の方です。期間は、許可公告日の令和 3 年 1 月 27 日から令和 7 年 12 月 31 日までの約 4 年 11 カ月です。

整理番号 2 所在地は 正木 西郷 303 番 地目は田で、面積 2,797 m²を、千葉県園芸協会が千葉市の方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料はコシヒカリ 1 等米 84kg です。借受者は亀ヶ原の方です。期間は、許可公告日の令和 3 年 1 月 27 日から令和 7 年 12 月 31 日までの約 4 年 11 カ月です。

整理番号 3 所在地は 正木 西郷 323 番 地目は田で、面積 2,855 m²を、千葉県園芸協会が正木の方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料はコシヒカリ 1 等米 86kg です。借受者は亀ヶ原の方です。期間は、許可公告日の令和 3 年 1 月 27 日から令和 7 年 12 月 31 日までの約 4 年 11 カ月です。

整理番号 4 所在地は 正木 西郷 163 番 3 外 1 筆 地目は田で、合計面積 1,241 m²を、千葉県園芸協会が南房総市の方から借り受け、使用貸借権が設定され、借受者は亀ヶ原の方です。期間は、許可公告日の令和 3 年 1 月 27 日から令和 7 年 12 月 31 日までの約 4 年 11 カ月です。

整理番号 5 所在地は 正木 西郷 304 番 地目は田で、面積 2,970 m²を、千葉県園芸協会が南房総市の方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料はコシヒカリ 1 等米 86kg です。借受者は亀ヶ原の方です。期間は、許可公告日の令和 3 年 1 月 27 日から令和 7 年 12 月 31 日までの約 4 年 11 カ月です。

整理番号 6 所在地は 正木 西郷 324 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 4,322 m²を、千葉県園芸協会が君津市の方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料は 21,000 円です。借受者は亀ヶ原の方です。期間は、許可公告日の令和 3 年 1 月 27 日から令和 7 年 12 月 31 日までの約 4 年 11 カ月です。

整理番号7 所在地は 湊 作ノ田 532 番 地目は田で、面積 2,129 m²を、千葉県園芸協会が湊の方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料は 10,645 円です。借受者は八幡の法人です。期間は、許可公告日の令和3年1月27日から令和7年12月31日までの約4年11カ月です。

整理番号8 所在地は 高井 上畑作 1784 番 地目は田で、面積 2,468 m²を、千葉県園芸協会が湊の方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料は 12,340 円です。借受者は八幡の法人です。期間は、許可公告日の令和3年1月27日から令和7年12月31日までの約4年11カ月です。

整理番号9 所在地は 上真倉 西小沼 2570 番外1筆 地目は田で、合計面積 3,828 m²を、千葉県園芸協会が出野尾の方から借り受け、使用貸借権が設定され、借受者は上真倉の方です。期間は、許可公告日の令和3年1月27日から令和7年12月31日までの約4年11カ月です。

整理番号10 所在地は 高井 飯喰場 1689 番外2筆、地目は田で、合計面積 5163 m²を、千葉県園芸協会が高井の方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料は 25,815 円です。借受者は北条の方です。期間は、許可公告日の令和3年1月27日から令和7年12月31日までの約4年11カ月です。

議長

説明が終わりました。何か不明な点はありますか。

無いようですので、第1号の報告を終わります。

つづきまして、報告事項第2号、「農地法第18条第6項の規定による合意解約について」を報告します。

資料の18ページ、整理番号1から5について、事務局より説明をお願いします。

主任主事

整理番号1 所在地は、江田 貉田 611 番、地目は田で、面積 2,980 m²につづきまして、合意解約が成立したとのことです。解約理由は、借受者が高齢となり、耕作できないためとのことです。

整理番号2 所在地は、北条 八反目 2730 番、地目は田で、面積 2,020 m²につづきまして、合意解約が成立したとのことです。解約理由は、当該農地が住宅密集地で道路が狭く、耕作に支障が出たためとのことです。

整理番号3 所在地は、藪 五反田 301 番1、地目は田で、面積993㎡につきまして、合意解約が成立したとのことです。解約理由は、解約し、他の人に売却するためとのことです。

整理番号4 所在地は、藪 平池 962 番 外1筆、地目は田で、合計面積2,331㎡につきまして、合意解約が成立したとのことです。解約理由は、一旦解約し、借受者に売却するためとのことです。

整理番号5 所在地は、正木 三貫目 1420 番、地目は田で、面積1,366㎡につきまして、合意解約が成立したとのことです。解約理由は、借受者変更に伴う権利設定のためとのことです。

議長

説明が終わりました。何か不明な点がありますか。

無いようですので、第2号の報告を終わります。

以上で、本日の議案等の審議は、全て終了しました。
つづきまして、事務局より連絡事項等についてお願いします。

主幹

4月の総会日程について、次回は4月7日(水)を予定しています。
場所は、本館2階会議室で行います。

議長

以上で、第3回 館山市農業委員会総会を閉会いたします。
皆様、ご苦労様でした。

閉会

16時00分

農業委員会等に関する法律第27条の規定により署名する。

館山市農業委員会会長

藤田 好保

館山市農業委員会委員

原 晴美

館山市農業委員会委員

山田 滋

